

建築・リフォーム 110番

建築紛争の専門知識を有する弁護士と建築士が無料で
リフォームや建築の被害を受けられた方の
電話相談及び面接相談を行います

ご相談の例

- 住宅リフォーム工事を行ったが、いい加減な工事だった。どうしたらよいか。
- 追加工事だとしてかなりの金額を請求された。支払わなければいけないのか。
- 雨漏りのリフォームを行ったが、直らない。どうしたらよいか。

電話相談

日時 2012年6月5日(火) 10時～16時
電話 03-3502-3891

- *相談は無料ですが、電話料金をご負担をお願いします。
- *弁護士と建築士が複数で相談を担当します。
- *電話がつながりにくい場合があります。
- *相談内容により、他の相談先をご紹介することもあります。

面接相談

- *電話でお話をお伺いした後、さらに詳しい相談が必要な場合には、弁護士が建築士と一緒に無料で面接相談を行います。
- *面接場所は、東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館（最寄り駅は東京メトロ霞ヶ関駅 B1a 出口）となりますので、面接場所までお越しいただける方のみ対象とさせていただきます。
- *面接相談後、弁護士・建築士へ依頼することもできますが、以後のご相談、現地調査、事件処理等は原則として有料となります。また、遠距離等の事情により弁護士・建築士がお引き受けできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

主催：第二東京弁護士会消費者問題対策委員会

お問い合わせ先：第二東京弁護士会事務局人権課（東京都千代田区霞が関1-1-3）
03-3581-2257